

全管税務署長（副署長）会議 平成14年8月2日 名古屋国税局 配布資料より

別紙 18

「整理区分」に応じた具体的な指示事項（例）

1 「要差押」（納付指導の繰返し事案を含む。）

- 臨場に当たっては、事前に申告書及び決算書から差押対象財産（土地、建物等）を検討することとし、臨場時に分納を認めるに当たっては、原則として担保の提供を求める方向で納付指導を行う。
- 銀行調査については、少なくとも直前1年間の預金取引を調査し、売掛先又は財産取得状況を把握する。
- 銀行調査では、滞納者名義のほか、他人名義であっても実質滞納者の預金と判断されるものがないか調査する。
- 銀行調査において、借入金多額のため預金差押え不可の場合には、貸付りん議書等を調査し、借入金の使途（取得資産の把握）、借入金の担保財産（未把握の不動産等の発見）を調査する。
- 取引先調査では、現在取引の有無にとどまらず、過去の取引の決済状況（振込先口座名義、口座番号の確認、小切手又は手形の振出人、支払期日、記号番号の確認）についても調査する。
- 譲渡代金については、譲渡代金の決済方法及び使途を調査する。
- 表現財産がない事案については、統括官又は上席をリーダーとして複数人による捜索を実施する。
- 差押えに当たっては、換価（取立て）の容易な財産（売掛金、預金、株券等）を優先とともに、滞納国税全額を満足させる財産から行う。
- 相続税又は贈与税の滞納者の場合は、他の相続人又は贈与者に対して連帯納付義務（相続税法34条）を追及する。
- 売掛金の差押えに当たっては、「差押予告書」を書留郵便等で送付するなど手順を踏んで行う。

2 「猶予」（猶予処理方向の事案及び猶予の繰返し事案を含む。）

- 納付できない理由（滞納原因）を必ず聴取する。
なお、滞納原因により、納税の猶予、滞納処分の停止の検討するほか、納税に誠意がない者については差押えを検討する。
- 猶予不履行の場合は、期限を定めた上で「差押予告書」を送付し、早期に差押えを執行する。
- 「納付計画書」の受領に際しては、分納不履行の場合には差押えを行う旨を申し渡す。
- 猶予処理に当たっては、新規発生（併有滞納）があった場合には、猶予を取り消し、差押処分に移行する旨を申し渡す。
- 安易に手形の組戻しに応じない（理由を聴取するとともに、今後の方針を必ず検討させる。）。
- 滞納税額に比して少額分納を安易に認めない。
- 大口事案の猶予処理に当たっては、必ず担保を提供させる（抵当権の設定等）。
- 法人滞納者について、会社財産が皆無の場合には、代表者などの個人保証等の提供を指導する。
- 納税の裏付けとして、手形、先日付小切手の提供を求める。
- 消費税滞納者については、今後納期限の到来する中間申告分についても期限内納付指導を行う。